

# 〈明治乳業不当労働行為・差別事件〉

「年間243万円」・・・  
深刻な格差の実態を立証！

去る、6月5日、明治乳業全国事件（9事業所32名）の第1回証人調べ（申立人ら総論立証）が行われ、桜井証人によって、「申立人ら集団と他の集団」との賃金格差の実態が、図表なども示しながら具体的に解明されました。特に、同期・同性・学歴の中位者（年収582万円）と比較し、年間243万円もの格差がある申立人（年収338万円）がいることが明らかにされ、さらに、この申立人（大阪工場）は、なんと新入社員と同じ最下位職分のまま40年以上も働き、定年退職を迎えていること等がリアルに立証され、満席の傍聴席からも驚きの声があがりました。また、他の多くの申立人らの昇格状況も、下位から2番目（技能職→基幹職2級→基幹職1級→基幹監督職・・・）程度で定年退職となっており、同期中位者が到達する基幹監督職からは、2職分以上もの格差（年間20



0万円程度)が、集団間に存在していることを鮮明にしました。さらに、この格差の実態は、申立人らが属する「事業所採用者コース」の中に限定した、「申立人らと他の集団」との比較でも変わらない傾

向である事も具体的に立証し、この格差（差別）の実態は、市川工場事件で東京高裁が、「無視できない有意な格差」と認定した事実よりも、はるかに大きな賃金・職分格差であることを、比較検討した図表を示して鮮明に

## 昭和40年に遡及した 不当労働行為意思の解明を！

「この深刻な格差がなぜ生じたのか」という代理人の問いに、証人は、「昭和40年代初頭から劣悪な労働条件の改善を求める旺盛な労働組合活動が全国的に高揚したが、これに危機感と敵意をもった会社が労組活動の右傾化を狙って、介入と差別をおこなってきた」と簡潔に答え、不当労働行為意思形成の背景を浮き彫りにしました。この点は、東京高裁（市川工場事件）の事実認定でも、「申立人らが昭和42年ころまでに、組合市川支部で組合中央本部の方針に反対し、参加人の生産性向上施策に反対する取組みをし、その後も継続的に市川支部執行部役員に立候補する等の活動をしてきているのだから、申立人らを

組合活動の面では1つの集団とみた上で、成績格差の有無の集団的な考察の判断を進めることが許されるべきである」と判断。そして、昭和40年代からの人事考課成績の集団的比較を行うと同時に、「勤務評定で差をつける」など会社秘密資料の一部を引用して、「控訴人らの上記主張が妥当するとみる余地はある」と、不当労働行為意思にも言及したのです。従って、高裁判決の事実認定を踏まえるならば、格差が生じた時期・原因にまで必要な年数を遡及審査することが求められるのであり、この審査方法は多くの命令例でも蓄積され定着している到達点だといえます。

### 明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

[明治乳業争議](#) -> [検索](#)

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

[mail@tokyo-s.org](mailto:mail@tokyo-s.org)

2008年6月17日